

釜石地方振興局長告示第 22 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 8 月 5 日

釜石地方振興局長 若 林 治 男

介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371100637	ハッピー釜石・ヘルパーステーション	釜石市鈴子町 5 番 6 号	平成 20 年 6 月 30 日